

郡山市普通公衆浴場施設整備事業補助金交付要綱

平成 7年 2月28日制定
平成11年 6月18日一部改正
平成23年 9月21日一部改正
平成26年 3月18日一部改正
〔保健福祉部保健所生活衛生課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における公衆浴場の転廃業を防止し、経営の安定と入浴施設の確保を図り、もって公衆衛生の向上に資するため、本市の普通公衆浴場（郡山市公衆浴場法施行条例（平成24年郡山市条例第49号）第2条第1号に規定する普通公衆浴場をいう。以下同じ。）営業者に対し、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）及び福島県公衆浴場施設整備事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 補助の対象とする事業は、普通公衆浴場営業者が行う当該普通公衆浴場施設の整備事業とし、補助対象施設、補助対象経費及び採択基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、補助対象経費限度額及び補助金限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、県要綱第2条のただし書の規定により福島県知事が普通公衆浴場営業者へ補助金を交付する場合における補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じた額とし、補助金限度額は、別表第2に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 風呂釜、温水器、重油バーナーにあつては、3年間
- (2) ろ過機、燃料転換装置にあつては、8年間
- (3) 給湯給水配管、浴場内タイル、煙突にあつては、8年間
- (4) 脱衣場改装、浴室更改にあつては、12年間
- (5) 脱衣場内設備の更改にあつては、8年間

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(郡山市普通公衆浴場施設整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 郡山市普通公衆浴場施設整備事業補助金交付要綱(昭和51年10月9日制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の前日までに旧要綱の規定によってなされた手続、処分その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成11年6月18日から施行し、改正後の郡山市普通公衆浴場施設整備事業補助金交付要綱の規定は、平成11年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年9月21日から施行し、改正後の郡山市普通公衆浴場施設整備事業補助金交付要綱の規定は、平成23年度分からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象施設	補助対象経費	採択基準
<p>温泉又は潮湯を利用する浴場以外の普通公衆浴場</p>	<p>(1) 次に掲げる施設の購入による更改に要する経費 ア 風呂釜 イ 温水器 ウ 重油バーナー エ ろ過機 オ 燃料転換装置</p> <p>(2) 次に掲げる施設設備の更改に要する経費 ア 給湯給水配管 イ 浴場内タイル ウ 煙突</p> <p>(3) 次に掲げる施設の更改に要する経費 ア 脱衣場 (ア) 脱衣場改装 (イ) 脱衣場内設備の更改 イ 浴室</p>	<p>(1) 風呂釜、温水器及び重油バーナーにあっては、過去5年以内に、ろ過機にあっては過去8年以内に、それぞれこの要綱に基づいて同一の対象経費として、補助金の交付を受けたことのないものであること。</p> <p>(2) 燃料転換装置にあっては、燃料として重油以外のものを使用できるものであって、燃料費を節減することが確実なものであること。</p> <p>(3) 給湯給水配管、浴場内タイル及び煙突にあっては、過去8年以内に、この要綱に基づいて、同一の対象経費として補助金の交付を受けたことのないものであること。</p> <p>(4) 脱衣場改装、浴室の更改にあっては、過去12年以内にこの要綱に基づいて同一の対象経費として補助金の交付を受けたことのないものであること。</p> <p>(5) 脱衣場内設備の更改にあっては、過去8年以内にこの要綱に基づいて同一の対象経費として補助金の交付を受けたことのないものであること。</p> <p>(6) 脱衣場改装とは、木工事、内装工事、配線工事、脱衣棚の設置工事等を行う場合である。</p> <p>(7) 脱衣場内設備の更改とは、脱衣ロッカー、洗面台等の設備工事等を行う場合である。</p> <p>(8) 浴室の更改とは、木工事、内装工事、防水工事、配線工事等を行う場合である。</p> <p>(9) 早期の災害復旧のため、市長が必要と認めた場合は、既に着手した工事についても、補助の対象とすることができる。</p>

		(10) その他止むを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。
--	--	--

別表第2（第3条関係）

補助対象経費		補助対象経費限度 (千円)	補助金限度額 (千円)
右に掲げる施設の購入による更改に要する経費	風呂釜	2,400	1,600
	温水器	600	400
	重油バーナー	600	400
	ろ過機	600	400
	燃料転換装置	1,200	800
右に掲げる施設設備の更改に要する経費	給湯給水配管	1,200	800
	浴場内タイル	900	600
	煙突	900	600
右に掲げる施設の更改に要する経費	脱衣場（脱衣場改装及び脱衣場内設備の更改）	2,400	1,600
	浴室	1,800	1,200